



作業のお引き受け条件  
(お預かり品の保管に関して)

2007/12/29

スポーツバイク・ハイロード

当店スポーツバイク・ハイロードでは、お客さんの自転車などについて作業を受注する際、下記の内容をお客さんにご了承いただきます。

第1条（保管期間） 当店では販売点検修理改造等の作業をお引き受けした車体等の機材を以下のいずれかに該当し、かつ暦日で後になる期日までの期間無償にてお預かりします。

- 1) お引き取り約束期日の10日後まで
- 2) お客さんへのお引き取り要請連絡をした日の10日後まで

※2)の「連絡」にはお客さんからお伺いした電話番号への留守番電話録音、メール送信その他社会通念上相当の連絡の努力をしたにもかかわらず連絡がつかなかった場合を含みます。

第2条（保管料） 第1条に定めた期日を経過した場合、当店は保管を継続しますが期日経過以降の車体のお預かりについては別途規定する保管料をいただきます。

前記保管料は1日あたり200円とします。

第3条（保管の終了） 第1条に定めた期日を1ヶ月経過した場合、当店のお客さんに対する保管義務は終了し、当店は以降の保管について一切の責任を負いません。またこの場合当店はお預かり品に関するお客さんの一切の権利が当店に移転したものと主張することができ、自由に処分できることとします。

第4条（お客さんの義務の継続） 保管義務が終了した場合であっても、お預かり品に関してお客様に生じた当店に対する義務は存続します。また、お預かり品について廃棄等のための費用が生じた場合、当店は第3条の権利移転主張の有無にかかわらずお客様にその費用を請求する権利を保有します。

(以上)